

社援発0517第1号  
平成29年5月17日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、平成27年7月27日社援発0727第2号本職通知の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成29年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。